

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第7号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、<u>同条第3項ただし書</u>に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。</p> <p>別表第1 本庁（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、<u>医療調整監</u>、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、<u>秘書課の秘書事務を担当する主任主事</u>、人事・行革課の主事</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の</td> <td>理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副</td> </tr> </tbody> </table>		機関	職	知事の事務部局	審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、 <u>医療調整監</u> 、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、 <u>秘書課の秘書事務を担当する主任主事</u> 、人事・行革課の主事	略		教育委員会の	理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第52条第4項の規定に基づき、<u>法第52条第3項ただし書</u>に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。</p> <p>別表第1 本庁（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の</td> <td>理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副</td> </tr> </tbody> </table>		機関	職	知事の事務部局	審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事	略		教育委員会の	理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副
機関	職																		
知事の事務部局	審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、 <u>医療調整監</u> 、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、 <u>秘書課の秘書事務を担当する主任主事</u> 、人事・行革課の主事																		
略																			
教育委員会の	理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副																		
機関	職																		
知事の事務部局	審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事																		
略																			
教育委員会の	理事、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副																		

事務部局	課長、室長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、高校教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の秘書事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主事
略	

備考 略

事務部局	課長、室長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、高校教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の庶務関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主事
略	

備考 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。